

# 健康保険育児休業等取得者申出書(新規・延長)

		課長	係長	係員

◎「※」印欄は記入しないでください。  
 ◎⑭は養育する子に係る育児休業等の終了予定日を延長する場合に記入してください。

①健康保険被保険者証の記号		②健康保険被保険者証の番号		⑦被保険者の氏名				③性別											
				(フリガナ) (氏) (名)				男 1 女 2											
④被保険者の生年月日		①養育する子の氏名		⑤養育する子の生年月日		⑥養育する子の区分		⑦実子以外の子を養育し始めた日											
昭 5	年	月	日	(フリガナ) (氏) (名)	令和 9	年	月	日	実子 1 その他 2	令和 9	年	月	日						
⑦育児休業等開始年月日		⑧育児休業等終了(予定)年月日		※⑨育児休業等開始年月日		※⑩育児休業等終了予定年月日		※ 保険料免除予定期間											
令和	年	月	日	令和	年	月	日	年	月	日	令和	年	月	分	～	令和	年	月	分
⑭変更前の育児休業等開始年月日		⑮変更前の育児休業等終了(予定)年月日		⑩育児休業等取得日数 「⑨育児休業等開始年月日」から「⑮育児休業等終了(予定)年月日」の翌日が「 <u>同月内</u> 」の場合のみ記入してください。		⑪就業予定日数 「⑨育児休業等開始年月日」から「⑮育児休業等終了(予定)年月日」の翌日が「 <u>同月内</u> 」の場合のみ記入してください。		⑫変更後の育児休業等取得日数 「⑨育児休業等開始年月日」または「⑮変更前の育児休業等開始年月日」と「⑮育児休業等終了(予定)年月日」の翌日が「 <u>同月内</u> 」の場合のみ記入してください。		⑬パパママ育児プラス該当区分 (パパママ育児プラスに該当する場合 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当してください。)		備考							
令和	年	月	日	令和	年	月	日					<input type="checkbox"/> 該当							

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合に以下を記入してください。

育児休業等取得内訳	1	⑭育児休業等開始年月日	9. 令和	年	月	日	⑮育児休業等終了(予定)年月日	9. 令和	年	月	日	⑯育児休業等取得日数	日	⑰就業予定日数	日
	2	⑰育児休業等開始年月日	9. 令和	年	月	日	⑱育児休業等終了(予定)年月日	9. 令和	年	月	日	⑲育児休業等取得日数	日	・就業予定日数	日
	3	・育児休業等開始年月日	9. 令和	年	月	日	・育児休業等終了(予定)年月日	9. 令和	年	月	日	・育児休業等取得日数	日	・就業予定日数	日
	4	・育児休業等開始年月日	9. 令和	年	月	日	・育児休業等終了(予定)年月日	9. 令和	年	月	日	・育児休業等取得日数	日	・就業予定日数	日

事業所所在地 〒 -

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ( ) -

・標準報酬月額にかかる保険料の免除期間は、育児休業等開始年月日の属する月から育児休業等終了予定年月日の翌日の属する月の前月までとなります。**育児休業期間が同一月内**である場合は、その月の末日が育児休業等期間中である場合もしくは、就業日数を除いた育児休業等の日数が**14日以上**であれば免除対象となります。

・標準賞与額にかかる保険料については、**1月を超える**育児休業等の取得者に限り免除となります。「1月を超える」とは暦日で判定し、土日等の休日や就業日数および一時的・臨時的な就労は除かないものとします。

・この申出書における「育児休業」とは、育児休業又は育児休業の制度に準ずる措置による休業のことを指します。

社会保険労務士の提出代行者印

受付日付印

令和 年 月 日提出

愛鉄連健康保険組合理事長 殿

(令和4年10月1日 改)

【記入の方法】

1. ③は、該当する数字を○印で囲んでください。

2. ④の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。

生年月日は、たとえば平成7年11月7日の場合は、

昭 5	年	月	日
平 ⑦	0 7	1 1	0 7

のように記入してください。

3. ⑤は、養育する子の生年月日を記入してください。

たとえば令和元年6月30日生まれの場合は、

令和	年	月	日
9	0 1	0 6	3 0

のように記入してください。

4. ⑥は、該当する数字を○印で囲んでください。

5. ㊸㊹は、養育する子に係る育児休業等の終了予定日を延長する場合に記入してください。この場合、㊺㊻に変更後の育児休業等開始・終了（予定）年月日を、㊼㊽に変更前の育児休業等開始・終了（予定）年月日をそれぞれ記入してください。

6. ㊾は、育児休業等開始年月日から育児休業等終了（予定）年月日までの日数（出生時育児休業にあつては「就業予定日数」を差し引いた日数を記入してください。

7. ㊿は、同月内であつて、「出生時育児休業」ではない場合には、「0日」と記入してください。なお、就業予定期間を時間単位で定めた場合は、期間内の就業予定時間数を一日の所定労働時間数で除した数（小数点以下切り捨て）を記入してください。

（例）就業時間が合計20時間（一日の所定労働時間が8時間）であつた場合、 $(20 \div 8 = 2.5)$ となり、就業予定日数は「2日」となります。

8. ㊽は、育児休業開始年月日から延長後の育児休業等終了（予定）年月日（出生時育児休業にあつては「就業予定日数」を差し引いた日数）を記入してください。

9. ㊾パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。なお、父母1人ずつが取得できる休業期間（母親の産後休業期間を含む。）の上限は1年間となります。

10. 育児休業等取得内訳は育児休業等開始年月日と育児休業等終了（予定）年月日の翌日が同月内で、かつ複数回に分割して取得する場合のみ記入してください。

（参考）

- この申出により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。通常、事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、申出は行えません。
- 「出生時育児休業」とは、子の出生後8週間のうち最大4週間について、取得することができるものです。「出生時育児休業」においては、労使で事前調整したうえで休業期間中に就業することを可能としており、その就業する予定の日数を「就業予定日数」といいます。